

8月21日 申3号 を申し入れる！

## 高崎支社危機管理本部指示による 解熱後の自宅待機実施後に 勤務実績を変更する場合の 取り扱いに関する緊急申し入れ

現在、新型コロナウイルス第2波ともいわれる状況において、現場では様々な不安があるなかで日々懸命に業務にあたっています。しかし、過日、籠原運輸区において急性胃腸炎に罹患した組合員に対し、勤務を変更し年休で処理するとの指示がされました。

組合員は罹患時、2日間年次有給休暇を取得し、次勤務確認では当直助役より「自宅待機とする」指示が出されています。組合員は2日間の自宅待機をしましたが、その後に「勤務については自宅待機を指示したが年休としたい」旨が電話で伝えられました。

私たちは、コロナ禍において最前線で勤務しています。現在の会社の対応では、発熱や風邪の症状があった際に不安があります。今までとは違う状況の中で安心して休養でき、かつ安心して仕事を続けるために8月21日、緊急に会社へ申し入れして行きました。

### 申し入れ内容

- 1、本事象の事実経過を明らかにすること。
- 2、当該社員の8月10日の勤務実績を8月9日の指示に基づき「免除（自宅待機）」とすること

**コロナ禍において現場は不安の中でも日々、業務にあたっています！  
不安や問題があれば「ひがし労」は、労働組合として対処していきます！**